

CFP 検証申請に当たって適用する文書類について

2012 年 5 月 8 日
社団法人産業環境管理協会

基本文書にもあるように、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム(CFP プログラム)で制定されていない文書類については、平成 21 年度から 23 年度に実施されたカーボンフットプリント制度試行事業の指針・規程・基準類を適用します(平成 24 年 4 月 2 日から 6 月 30 日の移行期間中の措置)。

なお、CFP プログラムでは、文書類を以下のように位置付けています。

(1) 一次文書(ガイドライン)

G-01 基本文書

(2) 二次文書(a 規程、b 要求事項、判断基準、手順)

規程(文書冒頭アルファベット:R)で

対応する要求事項、判断基準、手順(文書冒頭アルファベット:C)を紐付け

R 規程 — { C 要求事項
 C 判断基準
 C 手順

CFP 検証申請開始に伴い、現時点で適用する文書類を基本文書の項目に沿って下記に示します。

5. CFP 算定および宣言

5-2. CFP 検証

5-2-1. CFP 算定および CFP 宣言の案の作成

R-07 カーボンフットプリント算定・宣言規程 **〈未発行のため試行事業文書を適用〉**

<http://www.cms-cfp-japan.jp/regulation/index.html>

現時点で適用する要求事項としての CFP 制度移行事業文書等

◆上位ルール

- ・ カーボンフットプリント制度の在り方(指針)第二章
- ・ カーボンフットプリント制度商品種別算定基準(PCR)策定基準

◆算定に当たっての運用ルール

- ・ CFP の削減率の算定方法について
- ・ 単位量&機能あたりの CFP の算定・表示方法について
※表示については「C-13-01 CFP 宣言の方法に関する要求事項」を適用
- ・ 認定 PCR の引用および検証済み CFP データの利用について
- ・ サービスに関する PCR 策定および CFP 算定・検証の考え方

要求事項(CFP 制度試行事業で認定された PCR も引き続き 2013 年 3 月末日まで有効)

◆製品種別の算定ルール

- ・ 認定 CFP-PCR

5-2-3. 個品別検証方式

- R-08-02 カーボンフットプリント検証規程 **〈発行済〉**
<http://www.cfp-japan.jp/regulation/index.html#2-6>
 - C-11-02 CFP 検証手順

5-2-4. システム認証方式

- R-09 カーボンフットプリントシステム認証規程 **〈未発行・受付開始までに公開〉**

5-3. CFP 宣言の登録・公開

- R-10-01 カーボンフットプリント宣言登録・公開規程 **〈発行済〉**
<http://www.cfp-japan.jp/regulation/index.html#2-8>
 - C-13-01 CFP 宣言の方法に関する要求事項
 - C-14-01 CFP 宣言登録・公開手順

6-1. 原単位データの運用

- R-05 原単位データ検証・運用規程 **〈基本データ要求事項のみ発行済〉**
<http://www.cfp-japan.jp/regulation/index.html#2-3>
 - C-01-01 基本データに関する要求事項

◆使用する CFP 算定用二次データ

- <http://www.cfp-japan.jp/calculate/verify/data.html>
 - 基本データベース ver. 1.0
 - 利用可能データベース ver. 1.0 等

以上